

「少量新規制度及び低生産量新規制度における用途の追加等に関する
手続について（案）」に対する意見公募の結果について

平成31年2月26日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

平成30年12月21日（金）付けで「少量新規制度及び低生産量新規制度における用途の追加等に関する手続について（案）」に対する意見公募を行いましたところ、以下のとおり御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要、及びそれに対する厚生労働省、経済産業省及び環境省の考え方を、別添1のとおり取りまとめましたので公表いたします。

今回御意見等をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：平成30年12月21日（金）～平成31年1月19日（土）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、厚生労働省・経済産業省及び環境省ホームページ、窓口配布
- (3) 意見提出方法：電子メール、FAX、郵送

2. 御意見等の総数

6件

3. 問い合わせ先

- 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
TEL：03-5253-1111（内線2427）
- 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
TEL：03-3501-1511（内線3701）
- 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室
TEL：03-3581-3351（内線6367）